

平成27年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

(府省名:文部科学省)

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地		契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		随意契約によることとした会計法令の根拠条文	随意契約によることとした理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	移行困難な事由	移行予定年限	備考	
	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		契約の相手方の商号又は名称	住所										
平成26年度「スポーツを通じた地域コミュニティ活性化促進事業(健康づくり無関心層も含めた多くの国民がスポーツライフを可能とするインセンティブ方法の検討(総合特別区域))」	スポーツ・青少年局長 久保 公人	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成26年10月7日	国立大学法人筑波大学	茨城県つくば市天王山1-1-1	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	今般実施する事業は、総合特別区域法に基づき総合特別区域の指定を受けた「健康長寿社会を創造するスマートウェルネスシティ総合特区」(以下「SWC総合特区」という。)より財政支援措置要望があり、内閣府が承認した平成26年度第1回配分計画により、総合特区推進調整費を内閣府から文部科学省へ移替えを行い、事業を実施するものである。 また、支援措置の内容は、①健康無関心層へのアプローチの成果を出すための普及啓発活動の検証、②インセンティブ付スポーツ運動健康プログラムの健康無関心層の行動変容に及ぼす影響の検証であり、総合特別区域法(平成23年法律第81号)に基づく総合特別区域(SWC総合特区)において、指定を受けた計画の目的達成のため実施するものである。 以上、契約の性質又は目的が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため、随意契約により契約を締結するものとする。 さらに、平成26年度の事業実施に当たっての契約相手先は、本事業の実施における代表団体である国立大学法人筑波大学とする。国立大学法人筑波大学は、「スマートウェルネスシティ地域活性化総合特別区域協議会」の構成機関として、SWC総合特区の目的実現のため、本事業実施に必要な知識、経験及び組織基盤を有している。	236,177,929	236,177,929	100%	—	—	—	—	平成26年度事業廃止